

令和4年度 保育料及び副食費徴収金額表

表1 【2号認定：3～5歳（4月1日時点）】

各月初日に在籍する就学前子どもの属する世帯の階層区分		副食費 徴収金額（月額：円）			
階層区分	定義	1人保育	2人保育	3人以上保育	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	
第2	第1階層を除き、4月分から8月分は前年度分の、9月分から翌年の3月分は当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0	0
第3		均等割の額のみ世帯	0	0	0
第4		所得割課税額48,600円未満	0	0	0
第5		所得割課税額48,600円以上57,700円未満	0	0	0
第6		所得割課税額57,701円以上76,500円未満	4,500	4,500	0
第7		所得割課税額76,500円以上97,000円未満	4,500	4,500	0
第8		所得割課税額97,000円以上135,000円未満	4,500	4,500	0
第9		所得割課税額135,000円以上169,000円未満	4,500	4,500	0
第10		所得割課税額169,000円以上301,000円未満	4,500	4,500	0
第11		所得割課税額301,000円以上397,000円未満	4,500	4,500	0
第11		所得割課税額397,000円以上	4,500	4,500	0

表2 【3号認定：0～2歳（4月1日時点）】

各月初日に在籍する就学前子どもの属する世帯の階層区分		保育料 徴収金額（月額：円）						
階層区分	定義	保育標準時間			保育短時間			
		1人保育	2人保育	3人以上保育	1人保育	2人保育	3人以上保育	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
第2	第1階層を除き、4月分から8月分は前年度分の、9月分から翌年の3月分は当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	
第3		均等割の額のみ世帯	16,500	8,250	0	16,300	8,150	0
第4		所得割課税額48,600円未満	19,500	9,750	0	19,300	9,650	0
第5		所得割課税額48,600円以上76,500円未満	26,000	13,000	0	25,600	12,800	0
第6		所得割課税額76,500円以上97,000円未満	30,000	15,000	0	29,600	14,800	0
第7		所得割課税額97,000円以上135,000円未満	41,000	20,500	0	40,400	20,200	0
第8		所得割課税額135,000円以上169,000円未満	44,500	22,250	0	43,900	21,950	0
第9		所得割課税額169,000円以上301,000円未満	53,000	26,500	0	52,300	26,150	0
第10		所得割課税額301,000円以上397,000円未満	55,000	27,500	0	54,100	27,050	0
第11		所得割課税額397,000円以上	56,000	28,000	0	55,000	27,500	0

備考

- 1 保育料及び副食費は、子どもの父母の市町村民税の合計額により、表1又は表2の階層区分に応じて算定する。ただし、市町村民税額の根拠となる年間収入金額の父母の合計額が103万円未満の場合は、同居祖父母等で父母の合計収入金額を超える最多収入者を家計の主宰者と見なし、その者の市町村民税額を合算して保育料を算定する。
- 2 この表の第4階層から第11階層までにおける所得割額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等の規定は適用しない（所得割額から控除しない）ものとする。
- 3 表1及び表2における「1人保育」、「2人保育」、「3人以上保育」とは、原則、同一世帯の中で保育所や幼稚園等を同時に利用している子どものうち、それぞれ年長者、2番目の年長者、3人目以降の者のことをいう。
ただし、世帯の所得割課税額が57,700円未満である場合においては、同時利用によらず、父母と生計を一にする者（父母に現に監護される未成年者及び監護されていた者で成年に達した者、これらの者を除いた父母の直系卑属等。以下「子ども等」という。）のうち、年長者から数えてそれぞれ適用する。
- 4 入所子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、かつ世帯の所得割課税額が77,101円未満の場合は、表1又は表2で認定された階層区分に応じて、次の表3又は表4を適用する。この場合の「1人保育」、「2人保育」、「3人以上保育」とは、備考3の世帯所得割課税額57,700円未満の取扱いと同様とする。
 - (1) ひとり親世帯
 - (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 生活保護法等に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

表3 【2号認定：3～5歳（4月1日時点）】

階層区分	副食費 徴収金額（月額：円）					
	保育標準時間			保育短時間		
	1人保育	2人保育	3人以上保育	1人保育	2人保育	3人以上保育
第2階層	0	0	0	0	0	0
第3階層	0	0	0	0	0	0
第4階層	0	0	0	0	0	0
第5階層	0	0	0	0	0	0
第6階層 （所得割課税額77,101円未満の世帯）	0	0	0	0	0	0

表4 【3号認定：0～2歳（4月1日時点）】

階層区分	保育料 徴収金額（月額：円）					
	保育標準時間			保育短時間		
	1人保育	2人保育	3人以上保育	1人保育	2人保育	3人以上保育
第2階層	0	0	0	0	0	0
第3階層	7,750	0	0	7,650	0	0
第4階層	9,000	0	0	9,000	0	0
第5階層	9,000	0	0	9,000	0	0
第6階層 （所得割課税額77,101円未満の世帯）	9,000	0	0	9,000	0	0

- 5 上記の規定にかかわらず、3人以上の子ども等がいる世帯における3人目以降の子どもの保育料は、免除する。（同時利用によらず第3子以降は無料。）
- 6 月の途中で入所又は退所した就学前子どもの保育料は、日割計算とすることができる。（広域入所は除く）この場合において、日割保育料の算定は次のとおりとする。
算式1（月途中入所の就学前子どもの場合）
その子どもの徴収金額（月額）×月途中入所日からの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日
算式2（月途中退所の就学前子どもの場合）
その子どもの徴収金額（月額）×月途中退所日までの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日
（注）10円未満の端数は切り捨てる。
- 7 年度の途中で入所子どもの年齢が満3歳に到達することにより支給認定が3号から2号に変わった場合でも、当該年度の保育料は3号認定の保育料とする。
- 8 修正申告等により市町村民税額が変更となった場合、当該年度の保育料について変更を行う。（前年度以前の保育料は遡って変更にはならない。）